

令和7年度
青森県立あすなろ療育福祉センター 地域連携推進会議

日時 令和7年7月24日（木） 13時～14時30分
会場 あすなろ療育福祉センター 生活支援課ホール

次 第

1. 開会・所長挨拶

2. 委員紹介

3. 議事

(1) センターの紹介 (資料1)

(2) 入所部門の状況

①入所部門の体制等 (資料2)

②行事や日中活動の様子

③身体拘束(行動制限)の実施状況 (資料3)

④インシデント（ヒヤリハット）の状況 (資料4)

4. 入所部門見学

5. 質疑応答

6. 閉会

資料 1

あすなろ療育福祉センター の紹介

1 あすなろ療育福祉センター運営理念

(H26年4月～福祉型施設転換後、現在の内容に)

運営理念

- ① **利用者中心の療育・医療・福祉サービス**
- ② **心の通い合う療育・医療・福祉サービス**
- ③ **安心、安全の療育・医療・福祉サービス**

あすなる療育福祉センターの沿革

昭和36年3月 3日 肢体不自由児施設「あすなる学園」(定員100名)
入園開始

昭和36年4月 1日 園内に青森養護学校（現青森第一養護学校）創設

昭和47年4月 1日 通園部設置認可（定員40名）

昭和61年3月 31日 新園舎竣工

平成 8年6月 1日 重症心身障害児（者）通園事業開始

平成14年4月 1日 重症心身障害児施設（定員50名）

及び肢体不自由児施設（定員50名に変更） となる

平成18年4月 1日 「青森県立あすなる医療療育センター」に改称

平成26年4月 1日 福祉型入所施設と有床診療所併設に転換し

「青森県立あすなる療育福祉センター」と改称

あすなろは2世帯住宅!?

二つの法律が一つ屋根の下に共存している



あすなろは病院（診療所）だけど
生活支援課(入所部門) は病院ではない

4 あすなろ療育福祉センター各部門の法的位置づけ

NO	施設・機能	内 容	根拠法令
1 医療			(医療科、リハビリテーション科、看護科)
	有床診療所	① 外来（完全予約制） ○整形外科・リハビリテーション科 ○小児科（月・火・金） ○歯科（青森県障がい児者歯科保健センター、月～水） ② 入院 許可病床：15床	医療法 第7条第3項
2 入所支援			(生活支援課)
	(1) 福祉型障害児入所施設 (障害児入所支援)	対象：肢体不自由児、重症心身障害児 定員：6名	児童福祉法 第7条第2項 第42条第1号
	(2) 障害者支援施設 (夜間の施設入所支援 及び昼間の生活介護)	対象：肢体不自由者、重症心身障害者 定員：15名 ※(1)と(2)の施設を一体的に運営。	障害者総合支援法 第5条第7項、第10項、第11項
3 短期入所支援			(福祉型短期入所：生活支援課、医療型短期入所：看護科)
	(1) 福祉型短期入所	対象：肢体不自由児・者、重症心身障害児・者 定員：3名（うち1名は緊急時対応用）	障害者総合支援法 第5条第8項
	(2) 医療型短期入所	対象：重症心身障害児・者 定員：3名（1日当たり）	障害者総合支援法 第5条第8項
4 通所支援			(多機能型事業所：医療科、生活介護「さわやか」：生活支援課)
	(1) 多機能型事業所 (児童発達支援、放課後 等デイサービス)	①医療型児童発達支援センター「あぶるん」 対象：就学前の重症心身障害児、若しくは肢体不自由児 受入日：月～金（午前9時頃～午後1時30分頃）	児童福祉法 第6条の2の2第2項 (旧)第43条第2号（経過措置適用中）
		②放課後等デイサービス「かしすん」 対象：小学1年生から高校3年生までの重症心身障害児、 若しくは肢体不自由児 受入日：月～金（授業終了後から午後4時30分頃） ※学校休業日は午前から受け入れ	児童福祉法 第6条の2の2第3項
		※ 定員：①と②を合わせて10名（1日当たり）	
	(2) 生活介護「さわやか」	対象：18歳以上の障がい者 定員：5名（1日当たり）※入所を含む生活介護全体の定員は20名。 受入日：月～金（午前9時頃～午後4時30分頃）	障害者総合支援法 第5条第7項
5 相談支援 <あすなろ総合相談支援センター>			(総務課)
	(1) 障害児相談支援事業	対象：障がいのある18歳未満の児童やその保護者	児童福祉法 第6条の2の2第6項
	(2) 特定相談支援事業	対象：障がいのある18歳以上の者やその保護者	障害者総合支援法 第5条第18項

資料 2

入所部門の体制等

基本方針

発達段階や障がい程度に応じた生活介護支援、健康管理、日中活動支援を行い、有意義な入所生活が送れるよう援助します。

利用定員（令和7年4月1日現在）

- 入所
 - 福祉型障害児入所施設：6名
 - 障害者支援施設：15名
- 通所の生活介護：5名
- 福祉型短期入所：3名（うち緊急1名、併設型）

職員配置

- 生活支援課長（サービス管理責任者） 1 名
- 障害者支援施設 12 名
主幹看護師 2 名、主任看護師 4 名、看護師 1 名、
看護助手 1 名、生活支援員 1 名、非常勤准看護師 1 名、
非常勤生活支援員 2 名
- 福祉型障害児入所施設 10 名
児童発達支援管理責任者兼保育士 1 名、主幹看護師 1 名、
主任看護師 3 名、看護師 2 名、児童指導員 2 名、
非常勤生活支援員 1 名

週間の業務

曜日	日	月	火	水
業務内容	・ 外出、外泊児（者）の対応（家庭での状態と連絡事項の確認）	・ 装具診（午後） ・ 入浴、着脱介助（午前・午後） ・ 冷蔵庫清掃	・ 物品請求 ・ 歯科受診の介助 ・ 装具診（午後）	・ 嘱託医（久保園医師）回診 ・ 車いす診 ・ 入浴、着脱介助（午前・午後） ・ リネン交換 ・ 歯科受診の介助 ・ 散髪（第2・4）
曜日	木	金	土	
業務内容	・ 歯ブラシ・コップ洗面器洗浄 ・ 装具診 ・ 加湿器の掃除（第3） ・ 体重測定 1回/月（第2）	・ 週末外泊の準備 ・ 入浴、着脱介助（午前・午後） ・ 装具診（午前）	・ 週末外泊の準備	

入所児・者の概要（年齢、毎年4月1日時点）

（単位：人）

年齢	5歳未満	6歳未満	7歳未満	8歳未満	9歳未満	10歳未満	11歳未満	12歳未満	13歳未満	14歳未満
R 4 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
R 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年齢	15歳未満	16歳未満	17歳未満	18歳未満	18~20歳	21~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	合 計
R 4 年度	1	0	1	0	0	7	3	1	2	16
R 5 年度	0	1	0	1	0	6	4	1	2	16
R 6 年度	1	0	1	0	1	5	4	1	2	15
R 7 年度	0	0	0	1	1	4	4	2	2	14

入所児・者の概要（日常生活動作）

A D L 項目	A D L の状況 及び 該当する児・者の数			
室内移動	出来ない：8人	ハイハイ・四つ這い：2人	車椅子：4人	独歩：0人
更衣	全介助：11人	要介助：1人	自立：2人	
食事	全介助：10人	要介助：4人	自立：0人	
排泄	全介助：12人	要介助：2人	自立：0人	
入浴	全介助：14人	要介助：0人	自立：0人	
洗面	全介助：11人	要介助：3人	自立：0人	
歯磨き	全介助：11人	要介助：3人	自立：0人	
会話	話せない：9人	解りにくい：2人	できる：3人	

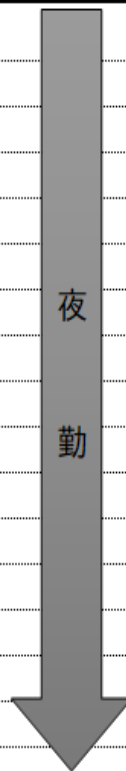
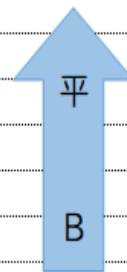
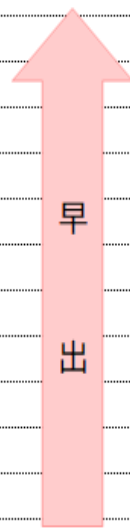
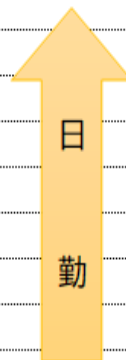
年間行事（令和6年度）

月	期 日	内 容
4月	下旬	お花見
5月	5日～11日	児童福祉週間 (五月人形装飾写真撮影)
6月	13日	ミ二運動会
6月～7月	6回	外出行事
7月	29日	石江江渡下町会ねぶた慰問
8月	8日	夏まつり

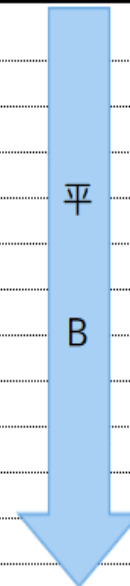
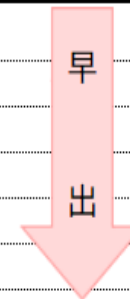
月	期 日	内 容
10月	1日	家族交流会
11月	14日	DVDシアター
12月	5日	アップリート君と踊ろう
12月	24日	クリスマス会
1月	9日	新春お楽しみ会
2月	4日	豆まき会
隔月開催		ぐんぐん元気会

入所部門の1日のスケジュール

時間	業務内容等
1:00	1時間ごとに巡回
2:00	
3:00	
4:00	
5:00	
6:00	起床・排泄介助
7:00	朝食・与薬・洗面・口腔ケア
8:00	検温
9:00	排泄介助・更衣・移乗・水分介助
10:00	余暇活動(火・木)・入浴(月・水・金)
11:00	昼食・与薬
12:00	移乗・排泄介助



時間	業務内容等
13:00	検温 水分介助
14:00	移乗・入浴(月・水・金)
15:00	個別支援 排泄介助
16:00	
17:00	夕食・与薬・洗面・口腔ケア
18:00	移乗・排泄介助
19:00	
20:00	排泄介助
21:00	消灯
22:00	1時間ごとに巡回
23:00	
0:00	



資料 3

身体拘束(行動制限) の実施状況

身体拘束とは

- ➡ 障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為
(厚生労働省「障害者福祉施設における障害者虐待の防止と対応の手引き」より。)

厚生労働省の手引きにおいては、身体拘束の具体的な内容として、以下のような行為が該当すると示されています。

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

- 当センターの利用者は、脊椎の側わんや四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いす、装具を使用している場合があります。

これらは利用者の活動性を高めるものであり、治療を目的としている場合には身体拘束とはみなされません。

- 【参考】 身体拘束とはみなされないもの

- (1) 失われた身体機能を代償または補完するために補装具等を使用する場合
- (2) 変形・拘縮等の進行予防と疼痛を緩和するために補装具を使用する場合
- (3) 身体保持や安定等を目的とした座位保持装置でのベルト、テーブルを使用する場合

やむを得ず身体拘束を行う時の三要件

- 「切迫性」：利用者本人又はほかの利用者の生命、身体、権利が危険にさらせれる危険性が著しく高いこと
- 「非代替性」：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 「一時性」：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

車いす

- 医師の指示で個人の身体に合った車いすを作成している
- 医師の指示で作成したベルト・テーブル類は身体拘束にはあたらない

ベッドの種類 (ベッド柵は身体拘束)

- スタンダードベッド
- 高柵ベッド：座位が可能
- 観音ベッド：座位・立位が可能

スタンダードベッド



高柵ベッド



観音ベッド



アセスメントシート

様

令和 年 月 日

担当

既往歴	☐ 知的障害 ☐ 脳性麻痺 ☐ てんかん ☐ 自閉症 ☐ 注意欠陥多動性障害 ☐ その他 ()
行動の特性 ※複数選択可	☐ 特定の物や事柄にこだわりがある ☐ 集団での行動が苦手である ☐ じっとしていることが苦手である ☐ パニックになってしまうことがある ☐ カッとなったり、イライラしやすい ☐ 不安になったり、怯えることがある ☐ 大きな音(声)や特定の音を嫌う ☐ 触れることを嫌う ☐ 情緒的に不安になることがある ☐ 自分の体を傷つけることがある ☐ 他人を傷つけることがある ☐ 睡眠の乱れがある ☐ 大声で騒いだり、奇声を発することがある ☐ 物を壊すことがある ☐ 突発的に行動してしまうことがある ☐ その他 ()
予想されるリスク ※複数回答可	☐ 急な転倒、転落 ☐ 奇声・大声 ☐ 多動 ☐ 自傷 () ☐ 他害 () ☐ 破壊行為、器物破損 ☐ 激しいこだわり ☐ 食に関する問題 (著しい偏食、拒食、過食、異食) ☐ 排泄に関する問題 (夜尿、放尿、 奔便) ☐ 睡眠に関する問題 (寝つきが悪い、著しく早く起きる、昼夜逆転) ☐ その他 ()
リスクの発生要因として 考えられるもの	☐ 発達レベル ☐ 脳器質性障害 ☐ 精神科疾患 ☐ 性格・気質 ☐ 感覚障害 ☐ 身体の不調 ☐ 対人関係 ☐ 日課・プログラム ☐ 物理的環境 (音・光・感触・その他) ☐ 不安・恐怖・緊張
リスク発生時の対応 (身体拘束、行動制限)	☐ 車椅子の固定 (紐 ・ タイヤ止め ・ 後ろブレーキ) ☐ 車椅子への固定 (胸ベルト ・ 骨盤ベルト ・ 股ベルト ・ テーブル) ☐ ベット柵の使用 (高柵 ・ ロングサイドレール) ☐ 観音ベットの使用 ☐ 拘束帯の使用 (四肢 ・ 体幹) ☐ ミトン型手袋の使用 ☐ 介護衣(つなぎ服)の使用 ☐ その他 ()

身体拘束に関する計画・評価表

様

令和 年 月 日

担当

<計 画>

身体拘束の内容	☐ 車いすの固定（ 紐 ・ タイヤ止め ・ 後ろブレーキ ） ☐ 車いすへの固定（ 胸ベルト ・ 骨盤ベルト ・ 股ベルト ・ テーブル ） ☐ ベット柵の使用（ 高柵 ・ ロングサイドレール ） ☐ 観音ベットの使用 ☐ 拘束帯の使用（ 四肢 ・ 体幹 ） ☐ ミトン型手袋の使用 ☐ 介護衣(つなぎ服)の使用 ☐ その他（ ）
やむを得ない理由 ※複数選択可	☐ 突発的な行動が生じるため ☐ 歩行が不安定なため ☐ 立位保持が不安定なため ☐ 立ち上がることでの転倒防止のため ☐ 車いすからのずり落ちを防止するため ☐ ベットからの転落を防止するため ☐ 不随意運動があり、体幹及び四肢が安定しない ☐ 叩く・ひっかく・指をかむ等の自傷行為を防止するため ☐ 皮膚のかきむしりを防止するため ☐ 点滴やチューブ、カテーテルの引き抜きを防止するため ☐ 患部を保護するため ☐ 脱衣を防止するため ☐ オムツ外しを防止するため ☐ 排便を防止するため ☐ 排泄物や紙オムツを食べる異食行為を防止するため ☐ 衣類やボタンなどを壊したり、破いたりする行為を防止するため ☐ 不穏や不安など、本人の混乱を防止するため ☐ 他に介護の方法がないため
拘束の時間帯	☐ 日中のみ ☐ 夜間のみ ☐ 入床時のみ ☐ 職員が見守りをできない時間帯のみ ☐ 移動時やレクリエーション活動参加時のみ ☐ その他（ ）

身体拘束に関する説明と同意書

様 については、下記のABCすべてを満たしているため、
やむを得ず、下記の内容において最小限の身体拘束を行います。

ただし、身体拘束の方法については、定期的に見直しを行い、早期に解除に向けての検討を行うこととお約束いたします。

記

- | |
|---|
| A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 |
| B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。 |
| C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。 |

内 容	1 車いすの固定(紐 ・ タイヤ止め ・ 後ろブレーキ) 2 車いすへの固定(胸ベルト ・ 骨盤ベルト ・ 股ベルト ・ テーブル) 3 ベッド柵の使用(高柵 ・ ロングサイドレール) 4 観音ベッドの使用 5 拘束帯の使用(四肢 ・ 体幹) 6 ミトン型手袋の使用 7 介護衣(つなぎ服)の使用 8 その他()
-----	--

上記の通り、実施いたします。

令和 年 月 日

青森県立あすなろ療育福祉センター
生活支援課長
説明者

私は、上記の件について説明を受け、同意します。

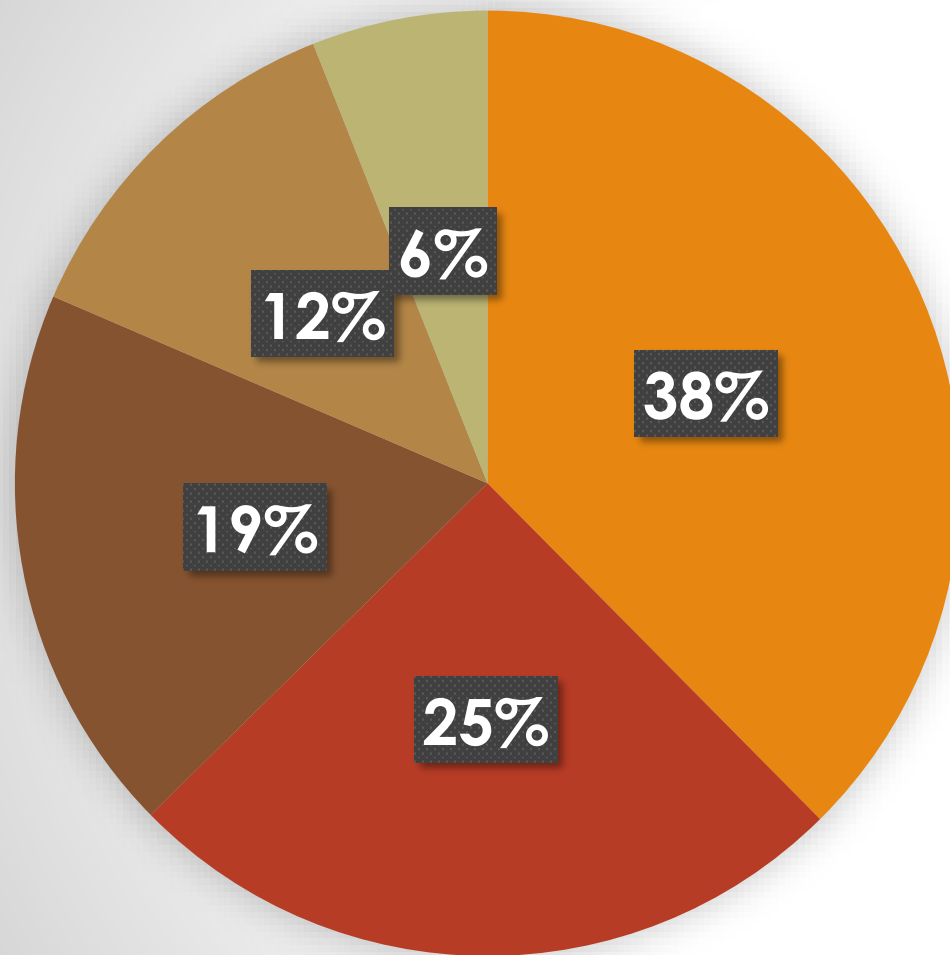
令和 年 月 日

利用者氏名

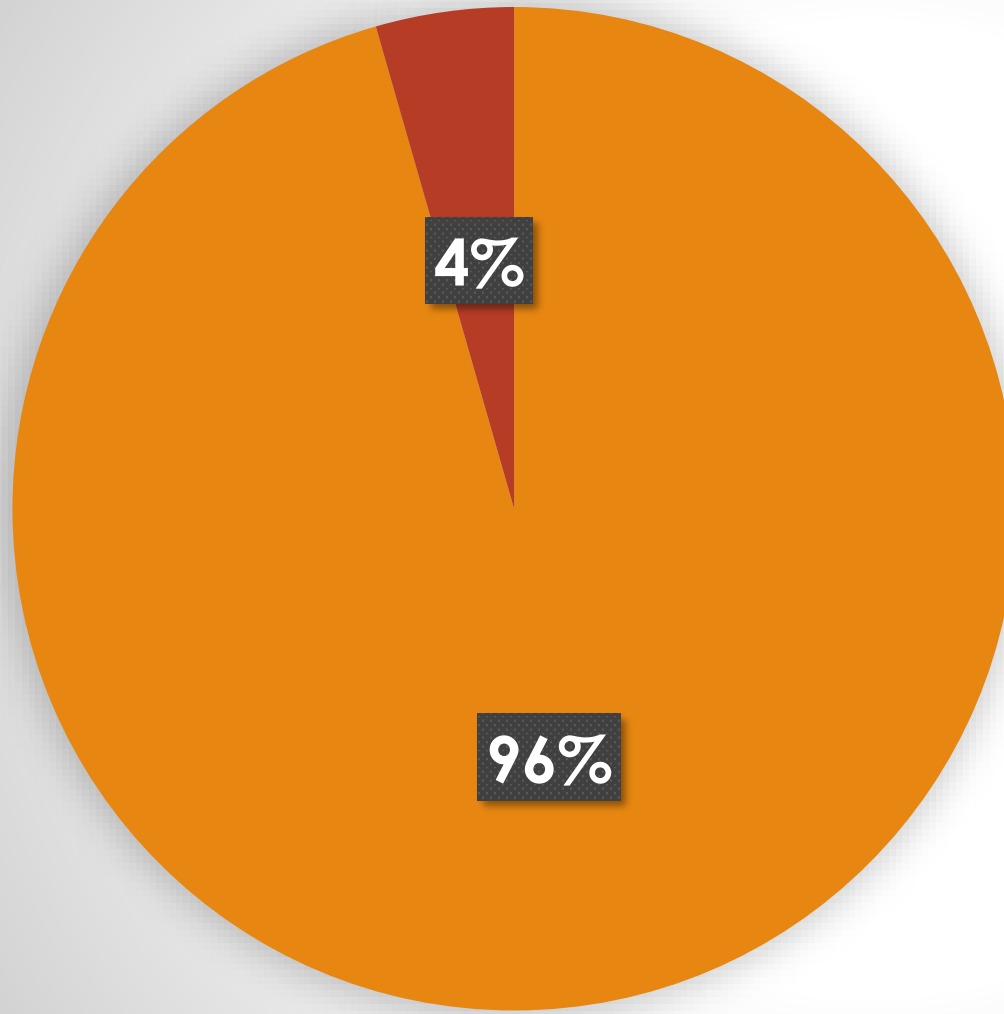
代理人氏名 (続柄)

資料 4

インシデント(ヒヤリハット) の状況

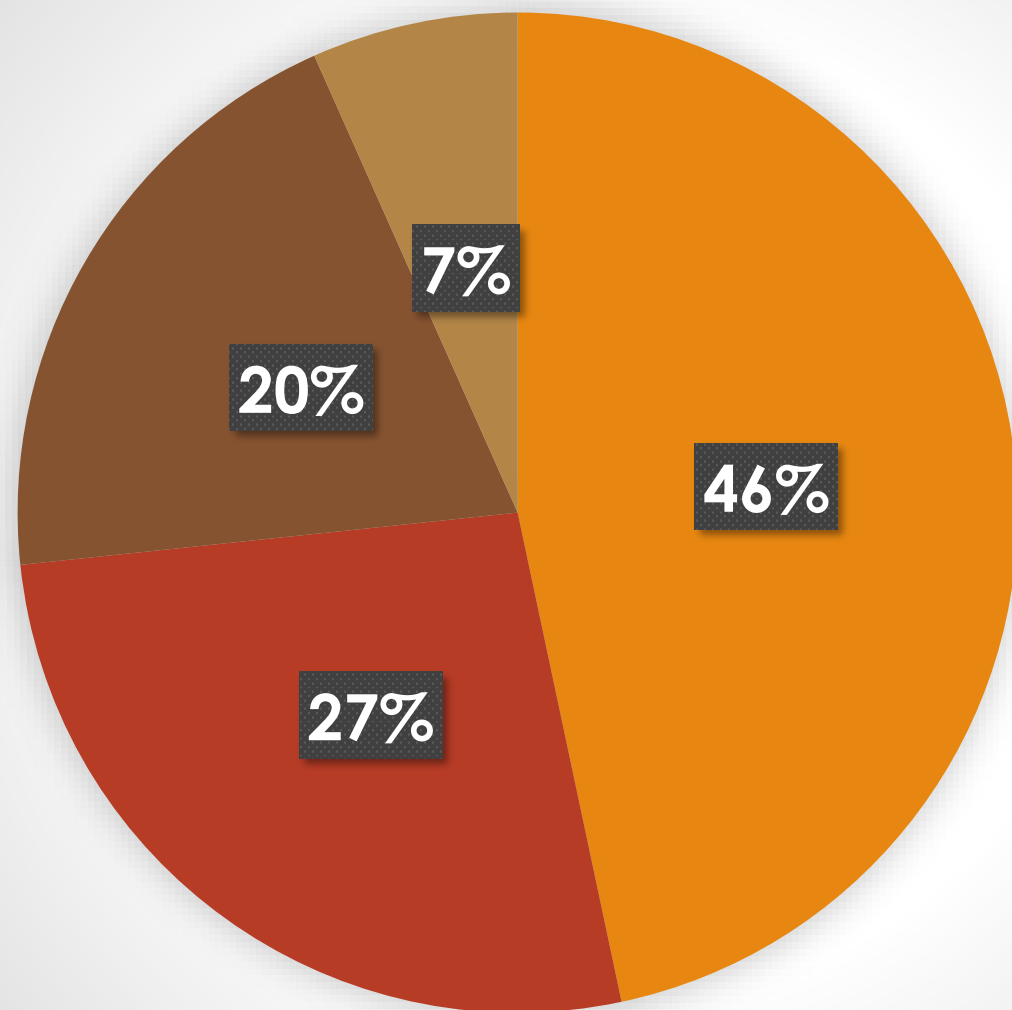


- マニュアル違反
- 予期しないこと
- 装具装着に関すること
- 個別に気を付けること
- その他



- 守るべきことを守らなかった
- 予測できなかったこと

発生時間



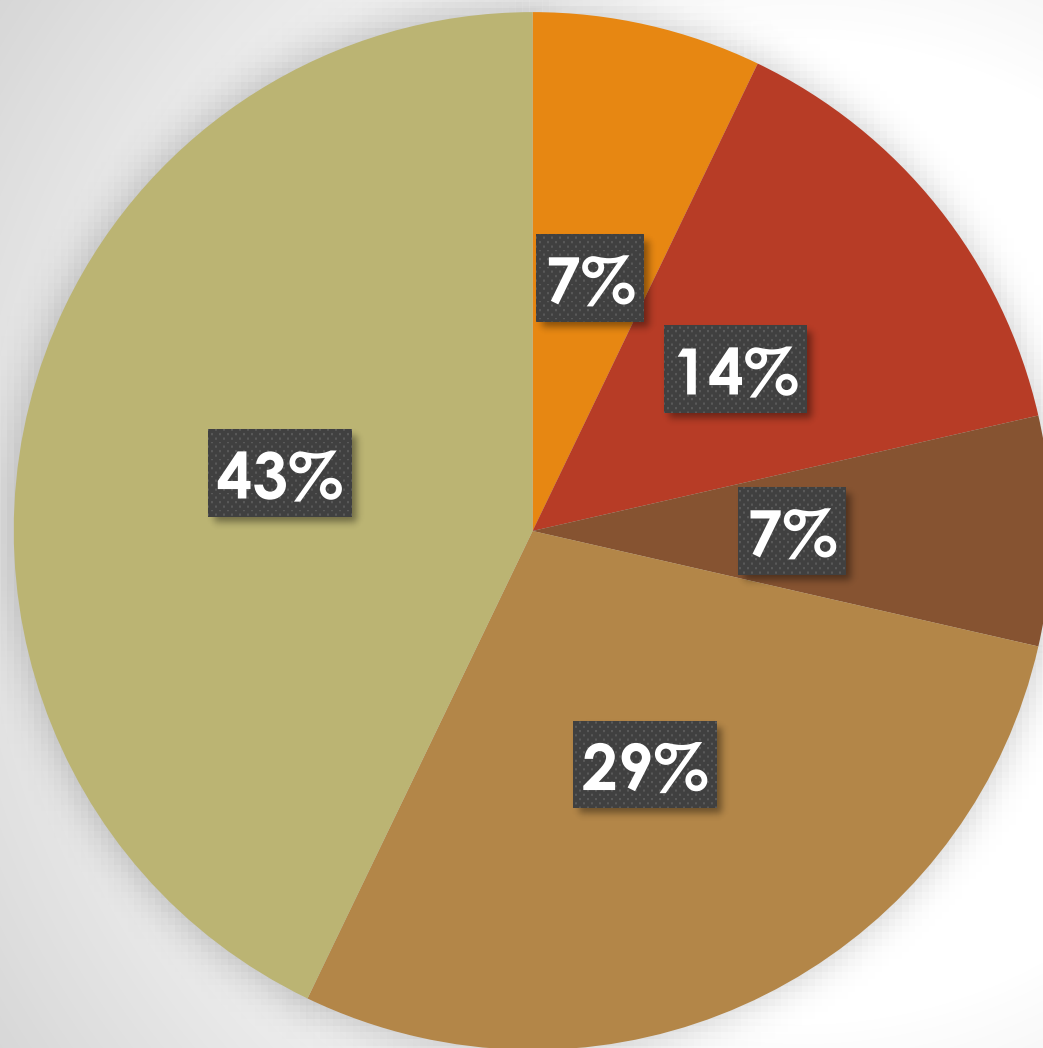
■ 日中

■ 夕

■ 夜勤

■ 朝

スタッフの経験年数



- 1年未満
- 1～10年未満
- 10～20年未満
- 20～30年未満
- 30～40年未満

対策として

- 注意喚起

- 勤務作成時の配慮

夜勤の間隔や連続した勤務

意識して実行します！



声出し確認

指さし確認

黙視だけでは「見たつもり」「確認した
つもり」で間違う事があります。

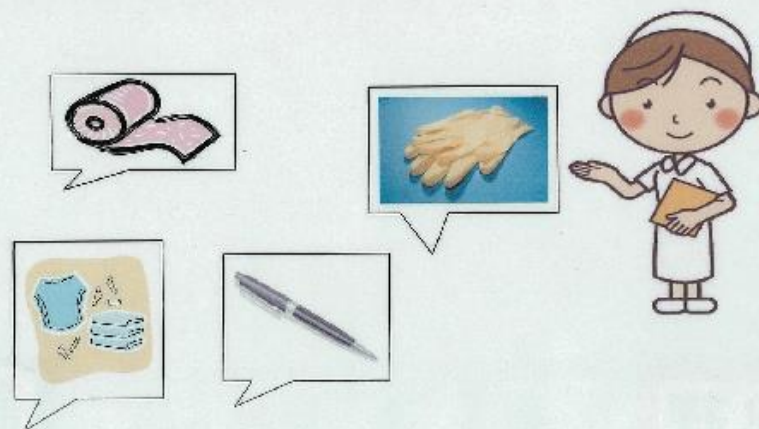
入所者の名前は声を出して確認しま
しょう。



環境整備で事故防止！

ベッド上に忘れ物がないか
最後にもう一度確認を

処置に使用した物品の後片付けはしっかりと行う
プラスチックグローブ、ボールペン、メモ用紙などの置き忘れはないか



転倒転落を防ぎましょう！



注意！
最後までしっかり
あげましょう



かけあずけて
いませんか？

ここも！

ベッド・柵の高さ 柵のロック ストッパーの確認

ベッド柵を立てていますか？

ストッパーは固定されていますか？

鍵はかけられていますか？



最後にもう一度しっかり確認しましょう！

**立ち去る前に振り返ろう！
ベッド柵！ベッドマット！
大丈夫？**



転倒転落を防ぎましょう！

ベルトの確認 ストッパーの確認

☆腰ベルト、胸ベルトはかけられていますか？

☆ストッパーは固定されていますか？

☆体位保持ができない方、一人でじっと待てない方、自身で車椅子から立とうとしたり、ズルズル滑って前へ体がずれてしまったりすると、転落の事故につながります。

最後にもう一度しっかり確認しましょう！